

株式会社アスタリスク

定 款

平成18年 8月 6日 作成
平成18年 8月 9日 公証人認証
平成18年 9月 1日 会社成立
平成19年 3月12日 一部変更
平成23年 5月28日 一部変更
平成23年10月22日 一部変更
平成26年11月16日 一部変更
平成27年 5月 5日 一部変更
平成27年 5月10日 一部変更
平成27年11月27日 一部変更
平成29年 6月 1日 一部変更
平成29年11月25日 一部変更
平成30年10月30日 一部変更
平成30年11月25日 一部変更
2021年 7月27日 一部変更

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、株式会社アスタリスクと称し、英文ではAsterisk Inc.と表示する。

第2条(目的)

当会社の目的は次の事業に従事することとする。

- (1)コンピュータおよび通信機器による情報処理事業
- (2)国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業
- (3)付加価値通信網設備の販売、賃貸、設置およびメンテナンス
- (4)経営コンサルティング業
- (5)インターネットを利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介
- (6)労働者派遣業
- (7)広告代理店業務
- (8)前各号に関連する機器およびソフトウェアの販売、賃貸、設置、およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供
- (9)前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業
- (10)前各号に付帯し、または関連する一切の事業

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条(機関)

当会社は、株式総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、5,000,000株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条(単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条(自己株式の取得)

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第10条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人、新株予約権原簿およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 株主名簿管理人を置いた場合は、当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きの他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条(株式取扱規則)

当会社の株主の権利行使に際しての手続その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第13条(株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

第3章 株 主 総 会

第14条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、8月31日とする。

第15条(招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役、代表取締役、取締役会

第19条(員数)

当会社の取締役は、15名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条(選任方法)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規程にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

第22条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第27条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

第28条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

第30条(取締役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法423条第1項の賠

償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と締結することができる。

第5章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第33条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第34条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員である取締役を選定する。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第36条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第38条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第7章 計 算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、8月31日とする。

第41条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

第42条(配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。